

経済要録

国内

◆財務省・日本銀行、日本銀行券の改刷を公表

財務省・日本銀行は、8月2日、現行日本銀行券一万円、五千円、千円について、偽造抵抗強化の観点から、改刷を実施する旨公表した。新券の主な様式等は以下のとおり（新券の図柄は、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）にも掲載されている）。

1. 主な様式等

(1) 偽造防止対策

「すき入れ」、「凹版」、「マイクロ文字」等の偽造防止技術を引き続き用いることに加え、二千円券で採用した「パールインキ」、「潜像模様」を採用するほか、「ホログラム」、「すき入れパターン」等最新の偽造防止技術を搭載することとする。

(2) 図柄

	表（肖像）	裏
新一万円券	福沢諭吉	鳳凰像（平等院）
新五千円券	樋口一葉	「燕子花図」（尾形光琳）
新千円券	野口英世	富士山と桜

(参考) 現行券

	表（肖像）	裏
一万円券	福沢諭吉	雉
五千円券	新渡戸稲造	富士山
千円券	夏目漱石	丹頂鶴

(3) 寸法

新一万円券	縦 76 ミリメートル
	横 160 ミリメートル
新五千円券	縦 76 ミリメートル
	横 156 ミリメートル
新千円券	縦 76 ミリメートル
	横 150 ミリメートル

(参考) 現行券

一万円券	縦 76 ミリメートル
	横 160 ミリメートル
五千円券	縦 76 ミリメートル
	横 155 ミリメートル
千円券	縦 76 ミリメートル
	横 150 ミリメートル

(注) 現行二千円券の寸法
縦 76 ミリメートル、横 154 ミリメートル

(4) 識別マーク

二千円券で用いている指の触覚により識別できるマークを採用するが、形状等については、今後検討の上決定する。

2. 発行時期

平成 16 年度上期を目標。

新一万円券

表

裏



新五千円券

表

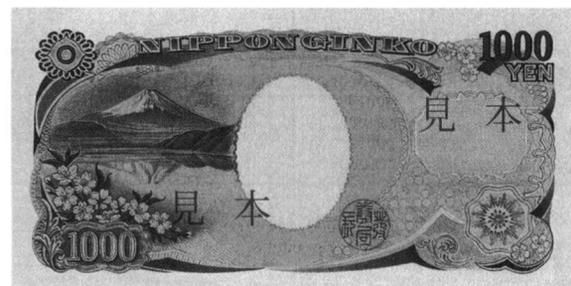
裏



新千円券

表

裏



◆金融庁、「証券市場の改革促進プログラム」を公表

金融庁は、8月6日、「証券市場の改革促進プログラム」を公表した。その概要は以下のとおり。

証券市場の改革促進プログラム（概要）

証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムを中心を担うものとしていくため、発行体である企業、市場仲介者、市場開設者、投資家に関する制度の改革について、包括的な取組みを迅速に実施する。

1. 誰もが投資しやすい市場の整備～多様な投資家の幅広い市場参加の促進～

①証券会社による販売チャネルの拡充等

- ・最低資本金の引下げ・主要株主ルールの導入（法案提出を検討）
- ・販売代理店制度の導入（法案提出を検討）
- ・信頼性の向上に向けた業務のあり方の検証
- ・取引一任勘定取引の範囲の見直し

②銀行等における有価証券の販売

- ・銀行と証券会社の共同店舗の実現
- ・銀行等の有価証券売買の書面取次ぎ（事務ガイドラインの策定、協同組織金融機関等への解禁について法案提出を検討）

③信頼される投資信託・投資顧問サービスの確立

- ・最低資本金の引下げ・主要株主ルールの導入（法案提出を検討）

- ・信頼性の向上に向けた業務のあり方の検証
- ・投資信託のディスクロージャーの充実、わかりやすい目論見書

④投資知識の普及・情報の提供

⑤投資家の積極的な参加を促す税制措置の要望

2. 投資家の信頼が得られる市場の確立～市場の公正性・透明性の確保～

①証券取引等監視委員会の体制・機能の強化

- ・ディスクロージャー違反に対する監視の強化
- ・悪質な市場仲介者等に対する検査・調査の充実

②米国の不正会計事件を踏まえた会計・監査の充実・強化

- ・監査法人等に対する監督の強化
- ・人数の拡大、質の向上などの公認会計士制度のあり方の見直し

③市場における公正な取引の確保

- ・信用取引について公正な取引を確保するための価格ルールを導入
- ・店頭登録市場における顧客注文が最もよい価格で執行されるような仕組みの導入
- ・機関投資家の受託者責任の検証
- ・証券アナリストの信頼性の向上、外務員のコンプライアンスの強化 等

④ディスクロージャーの充実

- ・有価証券報告書に係る「リスク情報」等の開示の充実

- ・上場企業の四半期開示の充実

⑤投資家の立場に立ったコーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

- ・決算短信及び有価証券報告書に係る「ガバナンス情報」の充実、コーポレート・ガバナンスへの実効的な取組みの検討 等

3. 効率的で競争力のある市場の構築～市場の安定性・効率性の向上～

①世界に目を向けた中長期的な我が国市場のあり方の検討

- ・グローバル化やIT化の進展等に対応した取引所のあり方の検討

②取引所市場、店頭市場、私募債市場のルール整備

- ・上場廃止基準の厳格化
- ・海外取引所端末の設置に係る規定の整備（法案提出を検討）
- ・未公開企業の株式売買（グリーンシート市場）の拡充の検討
- ・私募債市場の参加者たる適格機関投資家の範囲の拡大

③円滑な市場取引を支える証券決済システムの改革の推進

- ・新しい証券決済制度の円滑な実施
- ・株式を含めた証券決済システムの完成

④証券化・流動化の促進

- ・住宅ローン証券化市場の育成
- ・資産流動化スキームの利便性の向上
- ・銀行等の貸出債権の証券化の促進に向けた環境整備

◆政府、平成15年度予算の概算要求基準について閣議了解

政府は、8月7日、平成15年度予算の概算要求基準について閣議了解した。その内容は以下のとおり。

平成15年度概算要求基準について

平成15年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定。以下「基本方針2002」）を踏まえ、平成14年度に続き歳出改革の一層の推進を図ることとし、

- ① 一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成14年度の水準以下に抑制することを目標に、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施する。
- ② 平成14年度の「国債発行30兆円以下」の基本精神を受け継いで、国債発行額の30兆円からの乖離をできる限り小さくするよう努める。

1. 基本的な考え方

（1）新たな経費区分の導入

歳出改革に向けた取り組み方をより明確にし、メリハリの効いたものとするため、一般歳出を「公共投資関係費」、「義務的経費」及び「裁量的経費」の三つに大きく区分し概算要求基準を設定。

（2）公共投資関係費・裁量的経費の要望額緩和と予算額純減

各省庁の枠を越え「基本方針2002」において

重点的に推進すべきとされている「新重点4分野」への重点配分を図るため、「伸び伸びとした要望・厳しい予算配分」との方針に立脚。これらにより各省庁が思い切った新規施策の立案に積極的に取り組むことを期待。

(3) 義務的経費の見直し

8月下旬に予定されている各大臣の改革に向けたイニシアティブも念頭に置きつつ、制度の根元にまで踏み込んだ抜本の見直しを要求に可能な限り反映させるよう各省庁に要請。

2. 概算要求基準の概要

(1) 公共投資関係費

「新重点4分野」への予算配分の重点化及び施策の効率化を図るため、平成14年度に続き、その全体について「公共投資重点化措置」を講ずる。

[総額]

前年度予算額から▲3%減算した額の範囲内に抑制。

[要望額]

前年度予算額から▲3%減算した額(要望基礎額)に対し、2割増まで認める。

[編成上の課題]

- ① 既存ストックの有効活用、事業間の連携の強化、民間委託や民間資金等活用事業(PFI)の積極的活用、執行段階における競争促進や単価の適正化、電子入札の拡大、集中投資による事業期間の短縮化等を図ることにより、事業の透明性を十分確保しつつ、コストの縮減を推進し、財政資金の一

層効率的な使用による事業量の確保に努める。

- ② 道路等の特定財源について、長期計画の在り方等を踏まえ、その在り方を見直す。等

(2) 義務的経費

義務的経費については、制度の根元にまで踏み込んだ抜本の見直しを行い、歳出の抑制を図る。なお、①人件費、②年金・医療等、③特殊要因については増加要求を認めるが、それ以外は認めない。

(3) 裁量的経費

施策の抜本の見直し等による歳出の縮減を図るとともに、「新重点4分野」への予算配分の重点化及び施策の効率化を図るため、その全体について「裁量的経費重点化措置」を講ずる。

[総額]

前年度予算額から▲2%減算(「科学技術振興費」に相当する額を除く)した額を上限として縮減を図る。

なお、政府開発援助に必要な経費については、援助対象分野等の更なる戦略化・効率化、執行の透明性向上等を図り、国際情勢を踏まえて我が国の国際的責任の十全かつ適切な遂行に努めつつ、予算規模を見直すこととする。

[要望額]

前年度予算額から▲2%減算(「科学技術振興費」に相当する額を除く)した額(要望基礎額)に対し、2割増まで認める。

3. その他

(1) 政策評価

要求・要望に当たっては、予算の目的、効果等を分かりやすく示すため、同種事業の事後評価の結果の事前評価への適切な反映等、政策評価の精度の向上を図りつつ、その評価結果を概算要求に適切に反映するとの観点から、施策等の意図・目的、必要性、効率性、有効性等を明らかにすることとする。特に、「新重点4分野」に係る要望については、活力ある社会・経済の実現に向けて政策効果が最大限発現するよう、各重点分野の中において、どのように施策の絞り込み（重点化・効率化）を図ったかについて明らかにすることとする。

(2) 補助金等

「基本方針2002」等に基づく抜本的な改革案の検討を見据えつつ、国・地方を通じた行政のスリム化を実現する観点から、地方向け国庫補助負担金の廃止・縮減を目指す。

- ① 各省庁は、国庫補助金であって義務的経費に区分されるもの及び国庫負担金については、「基本方針2002」を踏まえた抜本的な見直しの検討を進め、可能なものについては平成15年度予算の要求・要望に反映させることとする。
- ② 公共投資関係費、裁量的経費に分類される「国庫補助金」については前年度予算額から▲5%の削減を目指す。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、8月9日、政策委員会・金融政

策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、8月12日に公表したほか、7月15、16日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを8月14日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が10～15兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別 添)

平成14年8月9日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が10～15兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆企業会計審議会、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表

企業会計審議会（金融庁）は、8月9日、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。その主な内容は以下のとおり。

「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」の主な内容

企業会計審議会においては、固定資産の減損会計及び投資不動産の取扱いについて審議を進めていたところであるが、今般、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」を取りまとめ公表することとした。

○固定資産の減損会計について

1. 減損の兆候

資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、使用範囲・使用方法の著しい変化（事業のリストラなど）、市場価格の著しい下落などを例示として定める。

2. 減損損失の認識

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、割引前キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して、減損損失を認識するかどうか判定する。

3. 減損損失の測定

帳簿価額を回収可能価額（使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額）まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。

（注）使用価値とは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいい、正味売却価額とは、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。

4. 将来キャッシュ・フローの見積り

合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る。見積りに際しては、資産又は資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮する。

5. 資産のグルーピング

概ね独立したキャッシュ・フローを生成する最小の単位でグルーピングを行うことを原則とし、管理会計上の区分、投資の意思決定を行う際の単位等を考慮して定める。

（注）共用資産（本社ビル、研究所等）については、原則として、共用資産に関連する資産グループを含むより大きな単位でグルーピングを行う。共用資産の帳簿価額を関連する資産グループに合理的な基準で配分できる場合には配分することもできることとする。

6. 実施時期等

今後、関係各方面の準備作業、企業側の受入準備が必要であり、これらを考慮して、平成17年度（2005年度）から完全実施されるよう措置することが適当である。

また、平成16年度（2004年度）について適用することを認めるよう措置することが適当である。なお、平成15年度（2003年度）の年度決算についても適用することを妨げないものとする。

実務指針は、企業会計基準委員会において作成する。

7. 投資不動産

原価評価を継続し、他の固定資産と同様に減損会計を適用する。

◆日本銀行、「『金融政策の透明性基準』に関する日本銀行の自己評価」を公表

日本銀行は、8月16日、「『金融政策の透明性基準』に関する日本銀行の自己評価」を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）および『日本銀行調査月報』2002年9月号参照）。

◆金融庁、「金融機関の合併等促進策について」を公表

金融庁は、8月29日、「金融機関の合併等促進策について」を公表した。その概要は以下のとおり。

金融機関の合併等促進策について

○施策の目的

わが国の金融システムを一層強固なものとし、金融機関が中長期的に金融仲介機能・決済機能を十全に発揮できるようにするためには、金融機関の一層の経営基盤強化が必要。金融機関の経営基盤強化により、融資の円滑化も可能となる。

特に地域金融機関の合併等は、経営基盤強化のための有力な手段であるが、時間やコストを要する種々の手続きや合併等に伴う高い費用など、様々な障壁が存在する。

このため、自主的な経営判断により合併等の

組織再編を選択する場合の障壁を除去し、合併等を円滑化させるため、合併等促進策を講ずることが必要。

○具体的措置

以下のような措置について、所要の法改正を早急に行うべく準備するとともに、財政、税制上の措置について財政当局に要望。

一 手続面の環境整備

- ・営業譲渡の際における根抵当権移転手続きの特例
- ・協同組織金融機関に特有な制度の見直し
 - ・個別債権者に対する催告免除の特例
 - ・簡易合併等の導入
 - ・処分未済持分を消却できる制度の導入等

一 システム投資や登録免許税等の税負担など高い合併コストを軽減（税制措置）

- ・商業登記・不動産登記に係る登録免許税の軽減
- ・新規システム投資に対する償却の特例
- ・簿価引継ぎを認める適格合併等の範囲の拡大
- ・連結納税採用持株会社に株式交換で加入する法人資産の簿価引継ぎの容認

一 合併等による自己資本比率の低下を回復（資本増強、政府保証）

- ・預金保険機構に設ける新勘定による資本増強及びそのための資金調達に対する政府保証

一 預金保険の付保限度額についての経過措置

(一金融機関当たり一預金者につき 1,000 万円の限度額を一定期間引き上げ)

一 その他

- ・システム統合に対する支援策について検討

◆日本銀行、「持株会社等との調査契約に関する件」を公表

日本銀行は、8月30日、政策委員会において、持株会社等との調査契約に関して、以下のとおり決定し、同日対外公表を行った。

平成14年8月30日
日 本 銀 行

持株会社等との調査契約に関する件

日本銀行は、本日開催した政策委員会において持株会社等との調査契約に関して、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

1. 調査先（調査に関する契約の締結先をいう。以下同じ。）の持株会社等（銀行持株会社、証券取引法第59条に定める証券会社を子会社とする持株会社および前二者と同様の経営管理機能を有するその他の親会社のうち、本邦に所在し、調査先でない者をいう。以下同じ。）との立入りを含む調査に関する契約の内容を「調査に関する契約書」（別紙1）のとおりとすること。
2. 持株会社等との間で締結する「調査に関する契約書」に関連し、「調査に関する契約書」

(平成10年2月17日決定)第12条に定める守秘義務および持株会社等が調査先に対して負うる守秘義務について、その一部解除に関する契約の内容を「合意書」（別紙2）のとおりとすること。

3. 「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」（平成10年6月23日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 調査先に新たに持株会社等が生じた場合には、調査に関する契約書および合意書の締結を求めること。

(附則) 現に立入りを含む調査契約を締結している持株会社等がある場合には、調査に関する契約書および合意書への締結替えに向けて協議を行うこと。

別紙1

調査に関する契約書

日本銀行(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、甲が「調査に関する契約書」に基づき当該契約の締結先かつ乙の連結対象子会社である先(以下「丙」という。)の業務および財産の状況を把握するに際し、これを補完するために甲が乙に対して実施する調査に関し、次のとおり契約する。

第1条(調査に関する合意)

甲と乙とは、甲が丙との間で締結している「調査に関する契約書」に基づき丙の業務お

よび財産の状況を把握するに際し、これを補完するために甲が乙に対して行う調査（報告、資料提出を求めること、または立入調査をいう。以下「調査」という。）を以下の条項に従い行うことに合意する。

第2条（調査の目的、範囲）

1. 甲が乙に対して行う調査は、甲が日本銀行法（平成9年法第89号、以下「法」という。）第37条から第39条までに規定する業務を適切に行い、およびこれらの業務の適切な実施に備えることをその目的とする。
2. 前項に定める調査は、甲が丙と締結している「考査に関する契約書」に基づいて丙の業務および財産の状況を把握するに際し、その把握に必要な限度を超えないものとする。

第3条（報告、資料提出の申込みと承諾）

1. 甲は、甲が丙と締結している「考査に関する契約書」に基づいて丙の業務および財産の状況を把握するに際し、乙に対する立入調査を検討するのに必要な場合、乙に対し、丙の業務および財産の状況またはこれと関連する乙の業務および財産の状況（以下「丙の業務および財産の状況に関する事項」という。）につき報告または資料の提出を求めることについての承諾を求めるものとする。
2. 前項の申込みは、合理的期間において、提供すべき情報の内容、回答方法等を記載した書面等により行うものとする。ただし、乙からの報告または資料の提出を緊急に必要とする合理的な事情がある場合はこの限りではない。

3. 乙は、甲から第1項に定める申込みを受けた場合、甲に対しその諾否をすみやかに回答するものとする。
4. 前項の回答は、やむを得ない事情がある場合を除き、書面等により行うものとする。

第4条（立入調査の申込みと承諾）

1. 甲は、前条第3項の承諾に基づく乙からの報告もしくは資料の提出またはその他乙等からの情報提供によっては丙の業務および財産の状況を十分に把握できず乙に対して立入調査を行う必要があると甲が認める場合、立入調査を必要と認める理由、立入調査の目的および対象ならびに立入調査を行う時期を示して、乙に立入調査を行うことについての承諾を求めるものとする。
2. 前項の申込みは、立入調査を行う前に合理的期間において書面等により行うものとし、緊急に実施する必要がある合理的な事情がある場合を除き、立入調査を行う日の一ヵ月以上前までに書面等により行うものとする。ただし、甲が前条第1項に基づく報告または資料の提出を申し込んだ後に立入調査を申込み場合は、甲は報告または資料提出の申込みから立入調査を行う日までに一ヵ月以上（緊急に実施する必要がある合理的な事情がある場合を除く）の期間を確保すればよいものとする。この場合、乙の報告または資料の提出と立入調査の準備が円滑に進むよう、甲は手続の進め方に配慮するものとする。
3. 申込みを行うことのできる立入調査の期間は、原則として、乙への申込み時点で甲が丙

に対して申し込んでいる考査の期間（当該申込み以降に丙による変更の申込みが行われている場合はその期間）以内とする。ただし、甲乙間でこれと異なる合意をすることを妨げない。

4. 乙は、甲から第1項に定める申込みを受けた場合、甲に対しその諾否をすみやかに回答するものとする。
5. 前項の回答は、やむを得ない事情がある場合を除き、書面等により行うものとする。

第5条（正当な理由がある場合の申込みの拒絶等）

1. 乙は、正当な理由がある場合、第3条第3項または第4条第4項の回答において申込みを拒絶することができる。この場合、当該回答に理由を付すものとする。
2. 乙は、正当な理由がある場合、第3条第3項または第4条第4項の諾否の回答に代えて、調査を行う時期、調査の対象または調査の方法について変更の申込みを行うことができる。この場合、乙は、理由を付してその申込みを行うものとし、甲は、当該申込みについて乙と協議するものとする。
3. 前項の申込みは、やむを得ない事情がある場合を除き、書面等により行うものとする。

第6条（承諾後の調査に関する時期等の変更）

甲丙間で考査を行う時期または考査の対象について変更が行われる等、甲乙間において合意した調査を行う時期、対象または方法を変更する正当な理由がある場合は、双方協議

する。

第7条（立入調査に従事する職員の氏名等の通知）

1. 甲は、立入調査を行う前に合理的期間において、立入調査に従事する職員の氏名および役職を乙に通知するものとする。
2. 甲は、前項で通知した職員を変更する場合は、その氏名および役職をすみやかに乙に通知するものとする。

第8条（身分証明書の携帯等）

立入調査に従事する甲の職員は、甲が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

第9条（報告または資料の提出）

甲は、第3条第3項による承諾に基づき、乙に対して、丙の業務および財産の状況に関する事項について報告または資料の提出を求めることができる。

第10条（立入調査の際の情報提供）

1. 甲は、第4条第4項に定める承諾に基づき乙に対して行う立入調査に際し、その目的を達成するため、乙に対して、丙の業務および財産の状況に関する事項についての説明を求めることができる。
2. 甲は、第4条第4項に定める承諾に基づき乙に対して行う立入調査に際し、その目的を達成するため、乙に対して、丙の業務および財産の状況の把握に必要な帳簿その他の物件等の提示を求めることができる。

3. 前2項に基づき乙が提供する情報については、原則として、丙のうち甲が考査を実施している先にかかわるものをその対象とする。ただし、甲乙間でこれと異なる合意をすることを妨げない。

第11条（考査期間とその前後の情報提供）

甲は、第9条に定める場合のほか、丙に対する考査において、丙が考査の申込みを承諾してから考査の結果が伝達されるまでの間（乙に対する立入調査の期間を除く）、丙の業務および財産の状況を把握するのに必要な範囲で、乙に対して、丙の業務および財産の状況に関する事項について報告または資料の提出を求めることができる。

第12条（正当な理由がある場合の情報提供の拒絶等）

乙は、正当な理由がある場合、第9条ないし第11条に定める情報提供を拒絶することができる。この場合において、甲が乙に対し当該情報提供に代えて取り得る他の方法等につき協議を申し入れたときは、乙は当該申し入れにつき甲と協議するものとする。

第13条（立会い）

第10条第2項に基づき、甲が乙の有する丙の業務および財産の状況の把握に必要な帳簿その他の物件等の閲覧等を行う場合は、乙の役職員がこれに立会うものとする。ただし、甲と乙が合意のうえ、乙の役職員の立会いを不要とした場合はこの限りでない。

第14条（守秘義務）

1. 甲の役員および職員は、法第44条第3項の

規定により考査の結果を記載した書類その他の考査に関する資料を金融庁長官に対し提出し、またはその職員に閲覧させる場合、その他正当な理由がある場合を除くほか、乙に対する調査により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2. 乙の役員および職員は、法令の定める場合その他正当な理由があるとして甲が特に認められた場合を除くほか、丙に対する考査または乙に対する調査の結果その他考査または調査を通じて得た情報を漏らしてはならない。

3. 第1項の定めにかかわらず、甲は、乙に対する調査により知ることができた秘密を丙に対して開示することができる。

4. 第2項の定めにかかわらず、乙は、甲の乙に対する調査の結果その他調査を通じて得た情報を丙に対して開示することができる。

5. 乙は、甲が丙との間で締結している「考査に関する契約書」に基づき丙の業務および財産の状況を把握するに際し、当該把握に必要な場合、甲が丙から乙に関する情報の提供を受けることに同意する。

第15条（公表等）

1. 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しなかったことにより丙の業務および財産の状況の正確な把握が妨げられ、その結果、日本銀行法に定められた甲の業務の円滑な遂行に重大な支障が発生した場合、当該事実を公表することができる。ただし、第9条ないし第11条に定める情報提供にあたり、故意または重

過失によらずに虚偽の情報を提供した場合を除く。

2. 甲は、前項の公表を行おうとするときは、乙に対し、相当の期間を定めて、その理由を付し予告するものとし、乙に意見を述べる機会を与えるものとする。

第 16 条 (事務負担への配慮)

1. 甲は、その行う立入調査がその行おうとする目的に照らして乙に対し過大な事務負担を及ぼすことのないよう、立入調査にあたって提出を求める資料の内容、立入調査に従事する甲の職員の数その他の立入調査の実施の方法について配慮するものとする。

2. 甲が第 9 条または第 11 条に基づき、乙に対して、報告または資料の提供を求めるときは、その目的に照らして乙に対し過大な事務負担を及ぼすことのないよう、報告または資料の内容その他の実施の方法について配慮するものとする。

第 17 条 (協議)

調査に関し、本契約に定めのない事項については、甲、乙協議する。

第 18 条 (合意管轄)

この契約に関して紛議を生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第 19 条 (契約変更)

甲乙いずれか一方が、本契約の変更の必要を認め、相手方に対し協議を申入れた場合、

双方協議する。

この契約を締結した証として本契約書 2 通を作製し、当事者双方が記名捺印のうえ、1 通は甲、1 通は乙がそれぞれ保有するものとする。

年 月 日

(甲の代表者)

(乙の代表者)

別紙 2

合意書

日本銀行(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、甲が乙との間で締結している「考査に関する契約書」に基づき乙の業務および財産の状況を把握するに際してその補完のために甲が (以下「丙」という。)に対して実施する調査に関し、甲丙間で「調査に関する契約書」が締結されるにあたり、以下のとおり合意する。

第 1 条 甲は、甲乙間で締結している「考査に関する契約書」第 12 条第 1 項の定めにかかわらず、乙に対する考査により知ることのできた秘密を、丙に対して開示することができる。

第 2 条 乙は、甲乙間で締結している「考査に関する契約書」第 12 条第 2 項の定めにかかわらず、考査の結果その他考査を通じて得た情報を、丙に対して開示することができる。

第3条 乙は、甲が乙との間で締結している「考査に関する契約書」を補完する目的で甲丙間で締結した契約に基づいて丙に対する調査を行うに際し、当該調査に必要な場合、甲が丙から乙に関する情報の提供を受けることに同意する。

第4条 甲乙間で締結している「考査に関する契約書」第16条および第17条を準用する。

この合意書を作成した証として本書2通を複製し、当事者双方が記名捺印のうえ、1通は甲、1通は乙がそれぞれ保有するものとする。

年 月 日

(甲の代表者)

(乙の代表者)

別紙3

「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」中一部改正

○横線のとおり改める。

1. 日本銀行の当座預金取引の相手方は、日本

銀行に対して当座預金取引を開始したい旨申出た者（以下「申出者」という。）のうち、次の条件を全て満たすものとする。

(1) }
(2) } 略（不変）
(3) }

(4) 申出者が持株会社等（銀行持株会社、証券取引法第59条に定める証券会社を子会社とする持株会社および前二者と同様の経営管理機能を有するその他の親会社のうち、本邦に所在し、考査に関する契約の締結先でない者をいう。）を有する場合には、次の条件を全て満たすこと

イ. 持株会社等が立入りを含む調査に関する契約を締結していないときは、これの締結に応じること

ロ. 申出者が「考査に関する契約書」（平成10年2月17日決定）第12条に定める守秘義務および持株会社等が申出者に対して負うる守秘義務の一部解除に関する契約の締結に応じること

◆現行金利一覽

(14年9月13日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率)	0.10	13. 9. 19	(0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28	(1.500)
長期プライムレート	1.70	14. 9. 10	(1.90)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(14年9月13日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	1.241	1.241
	表面利率 (%)	1.3	1.3
	発行価格 (円)	100.52	100.52
政府短期証券	応募者利回り (%)	0.0015	0.0019
	発行価格 (円)	99.9996	99.9995
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	1.305	1.328
	表面利率 (%)	1.3	1.3
	発行価格 (円)	99.95	99.75
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	1.309	1.331
	表面利率 (%)	1.3	1.3
	発行価格 (円)	99.92	99.72
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	0.800	1.000
	表面利率 (%)	0.80	1.00
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	0.060	0.060
	同税引後 (%)	0.050	0.050
	割引率 (%)	0.05	0.05
	発行価格 (円)	99.95	99.94

(注) 1. 公募地方債は最低レート。

2. 利付金融債については募集債の計数。